

福生市 排水設備 検査項目

1	竣工図面と現況があっていること。 ますの深さ・距離・こう配等	
2	公設汚水ますの蓋は、市章(福生市)入りのこと。	
3	排水管の土被りは、管の維持管理上、20cm以上をとること。 したがって、宅内起点ますの深さは、30cm以上とること。	
4	排水管きよの延長は、維持管理上、管径(100mm)の120倍以内(12m)とする。 但し、公設汚水ますと宅内最終ますとの距離は、60倍以内(6m)とする。	
5	排水管の内径・こう配は、次のとおりとする。 ϕ 100のとき→100分の2以上。 ϕ 125のとき→100分の1.7以上。 ϕ 150のとき→100分の1.5以上。	
6	ますの設置箇所は、排水管の起点・屈曲点・会合点及び管径の変化する箇所。	
7	宅内ますは、内径15cm以上とし、深さが80cmを超えるときは、内径20cm以上とする。	
8	トイレから流入するますは、極力ステップますを使用する。	
9	管径は、 ϕ 100以上とする。	
10	外流しのトラップますは、内径30cm以上。 深さ50cm以上。 泥だめ深さ15cm以上。 封水深5cm以上とし、取外し可能な臭気防止エルボを取り付けること。	
11	全てのますに対して、ミラーで確認する。 滞留物等がないか？	
12	建物の配管は、汚水・雑排水の2系統で施工すること。1系統の場合 ⇒ 念書を提出。	
13	床下配管を行わない。 施工の場合 ⇒ 念書を提出。	
14	その他、市の指導と異なる施工をした場合 ⇒ 念書を提出。	
15	水道番号の確認。 集合住宅の場合は、部屋の番号と水道番号の確認。	
16	検査後、門標(下水道番号)を玄関または、ポスト等の側面に貼る。	